

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止とともに、感染拡大の影響を受けている地域経済や住民生活を支援し地方創生を図るため、「新型コロナウイルス感染症緊急経済対策(令和2年4月7日 閣議決定(4月20日変更))」及び「新型コロナウイルス感染症総合経済対策(令和2年12月8日閣議決定)」、「コロナ克服・新時代開拓のための経済対策(令和3年11月19日閣議決定)」への対応として、地方公共団体が地域の実情に応じて、きめ細やかに必要な事業を実施できるよう、「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金」を措置。

○ 予算額

[令和2年度]

第1次補正予算1兆円・第2次補正予算2兆円・第3次補正予算1.5兆円
※このほか予備費も措置

[令和3年度]

補正予算6.8兆円 ※このほか予備費も措置

○ 交付対象者・交付方法

地方公共団体(全都道府県・全市区町村)が作成する実施計画に記載された事業に対し、交付限度額を上限として交付

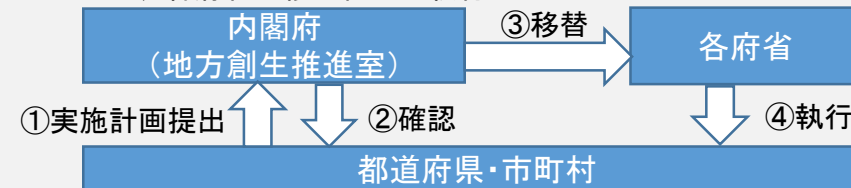
○ 交付対象事業

感染拡大の防止及び感染拡大の影響を受けている地域経済や住民生活の支援等を通じた地方創生に資する事業であって、以下のいずれかに該当するもの

- ・ 緊急経済対策(令和2年4月7日閣議決定)に掲げられた4つの柱に含まれる事業 (①感染拡大防止策と医療提供体制の整備及び治療薬の開発、②雇用の維持と事業の継続、③次の段階としての官民を挙げた経済活動の回復、④強靱な経済構造の構築)
- ・ 総合経済対策(令和2年12月8日閣議決定)に掲げられた新型コロナの拡大防止策及びポストコロナに向けた経済構造の転換・好循環の実現の2つの柱に含まれる事業
- ・ 令和3年経済対策(令和3年11月19日閣議決定)に掲げられた3つの柱に含まれる事業 (①新型コロナの感染拡大防止、②「ウィズコロナ」下での社会経済活動の再開と次なる危機への備え、③未来社会を切り拓く「新しい資本主義」の起動)

○ 所管及びスキーム 内閣府(地方創生推進室)

※ただし、各府省に移し替えて執行



○ 地方単独事業分

(令和2年度第1次補正)

- ・ 人口、財政力、感染状況等に基づき算定(0.7兆円)
- ※このほか、0.3兆円は国庫補助事業等の地方負担分

(令和2年度第2次補正)

- ①家賃支援を含む事業継続や雇用維持等への対応分(1兆円)
人口・事業所数を基礎に、感染状況等に基づき算定
- ②「新しい生活様式」を踏まえた地域経済の活性化等への対応分(1兆円)
人口・年少者・高齢者の比率、財政力等に基づき算定
※500億円を今後の感染拡大に備えて留保

(令和2年度第3次補正)

- ①感染症対応分(0.5兆円)
人口・事業所数を基礎に、感染状況等に基づき算定
- ②地域経済対応分(0.5兆円)
人口、年少者・高齢者の比率、財政力等に基づき算定
※このほか、0.2兆円は飲食店への協力金等のための即時対応分
0.3兆円は国庫補助事業等の地方負担分

(令和3年度補正)

- ①感染症対応分(0.5兆円)
人口・事業所数を基礎に、感染状況等に基づき算定
- ②地域経済対応分(0.5兆円)
人口、年少者・高齢者の比率、財政力等に基づき算定
※このほか、0.2兆円は今後の感染状況を踏まえて留保
0.3兆円は国庫補助事業等の地方負担分

○ 国庫補助事業等の地方負担分

各省所管の国庫補助事業等の執行状況に応じて各地方公共団体に配分

○ 事業者支援分

感染症の影響を受ける事業者の支援、感染症防止強化策・見回り支援等に活用。計6,000億円(予備費による令和3年4月30日追加等、都道府県分5,000億円、市町村分1,000億円)

○ 協力要請推進枠等

時短要請に応じた飲食店等に対して、地方公共団体が協力金の支払い等を行う場合に、地方創生臨時交付金を追加配分する。計8.6兆円

○ 検査促進枠

健康上の理由等によりワクチン接種を受けられない者を対象とした検査費用を支援。計0.3兆円

【参考】予算の状況 [令和4年1月中旬時点]

予算総額は計15.2兆円 うち未交付決定額は6.1兆円

(6.1兆円の内訳は、
地方単独事業分・国庫補助事業等の地方負担分等：1.7兆円、
協力要請推進枠等4.1兆円、検査促進枠：0.3兆円)

新型コロナウイルス感染症の拡大防止、人流抑制等の影響を受ける事業や生活・暮らしへの支援、「ウィズコロナ」下での社会経済活動の再開等により地方創生を図るため、地方公共団体が地域の実情に応じて必要な事業を実施できるよう、「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金」を増額する（あわせて検査無料化のため検査促進枠を新設）。

1. 補正予算計上額 6.8兆円 〔うち 地方単独分 1.2兆円、国庫補助事業の地方負担分 0.3兆円、検査促進枠分 0.3兆円、協力要請推進枠等分 5.0兆円〕

2. 所管 内閣府（地方創生推進室） ただし、各府省に移し替えて執行

3. 交付対象等

(1) 交付対象 : 実施計画を策定する地方公共団体（都道府県・市町村）

(2) 交付方法 : コロナ対応にかかる国庫補助事業の地方負担と地方単独事業のそれぞれの所要経費に対し、交付限度額を上限として交付金を交付。
 協力要請推進枠等分は、営業時間短縮要請等に係る事業者への協力金等の支払に対して交付。
 検査促進枠分は、登録事業者が無料で行うPCR・抗原定性等検査への支援に対して交付。

(3) 交付限度額※ : ①感染症対応分（0.5兆円）
（地方単独事業分） 人口・事業所数を基礎に、感染状況等に基づき算定

②地域経済対応分（0.5兆円）
 人口、年少者・高齢者の比率、財政力等に基づき算定

※地方単独分1.2兆円のうち1兆円を先行して交付することとし、2,000億円は今後の感染状況等を踏まえた対応のために留保

4. 使途（協力要請推進枠等分及び検査促進枠分を除く）

地方公共団体が地域の実情に応じて実施する以下のような取組に充当

- ・ 感染防止策の徹底に向けた対応
- ・ 感染症の影響により厳しい状況にある方々の事業や生活・暮らしの支援に向けた対応
- ・ 「ウィズコロナ」下での社会経済活動の再開に向けた対応

※中小企業への支援や雇用の創出に資する事業等について、国の施策を補完する地方公共団体独自の措置にも積極的に活用。

令和3年度 地方創生臨時交付金の執行スケジュール

地方単独事業分

本省繰越分
約7,600億円

R3補正
1兆円

事業者支援分 (3,000億円)

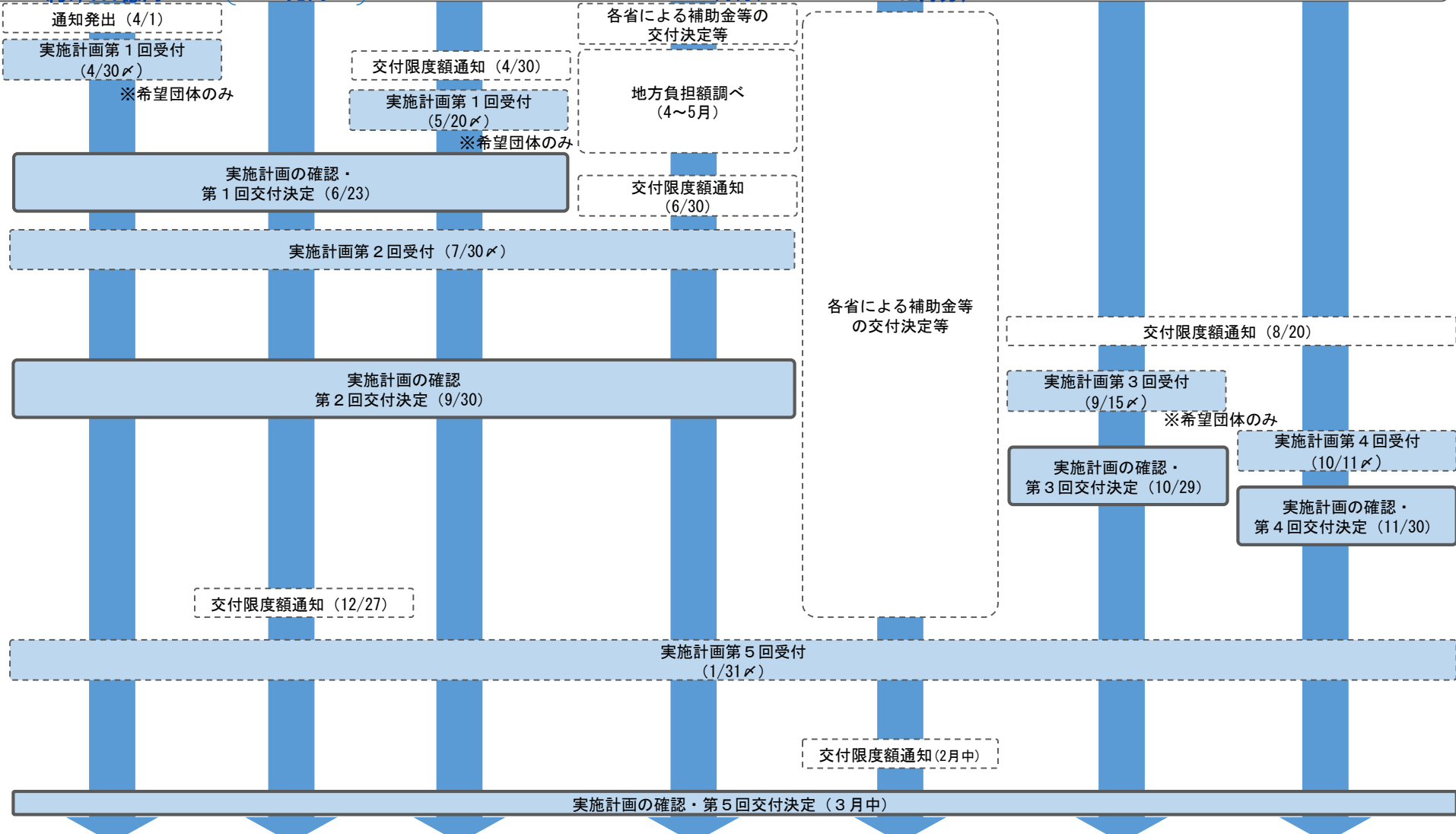
国庫補助事業の地方負担分

① (令和3年1月
～3月分)

② (令和3年4月
～12月分)

事業者支援分(追加交付) (2,000億円+1,000億円)

4月
5月
6月
7月
8月
9月
10月
11月
12月
1月
2月
3月



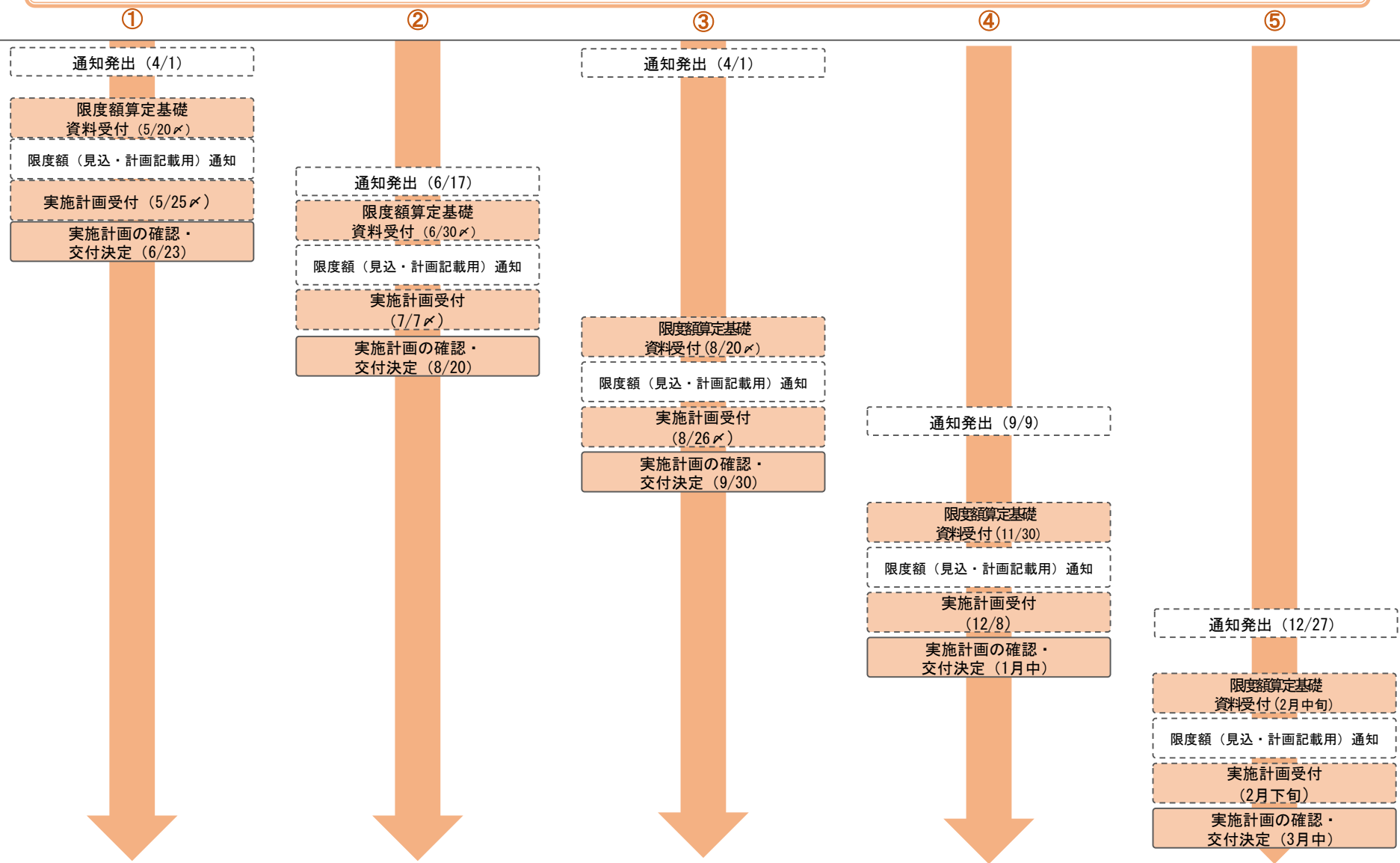
交付金を活用して実施した事業の実施状況及びその効果について公表・報告

注) 実施計画の受付から確認に一月程度、確認から交付まで一月程度必要

令和3年度 地方創生臨時交付金の執行スケジュール(協力要請推進枠分)

協力要請推進枠等分

- 4月
- 5月
- 6月
- 7月
- 8月
- 9月
- 10月
- 11月
- 12月
- 1月
- 2月
- 3月



交付金を活用して実施した事業の実施状況及びその効果について公表・報告

注) 実施計画の受付から確認に一月程度、確認から交付まで一月程度必要

感染拡大に対し、国の一定の関与の下に、都道府県が、効果的に、飲食店に対する休業要請・時短要請を行い、協力金の支払いを行う場合に、地方創生臨時交付金を追加配分。これにより、地方公共団体による機動的な対応を支援。

- 追加配分の対象となる要請
新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づき都道府県が行う休業要請・営業時間短縮要請であって、特措法担当大臣との協議を経たもの
- 追加配分の対象団体
要請に伴い、協力金を支出する都道府県（原則として都道府県に配分）
- 追加配分額
都道府県が行う要請内容（対象店舗数、協力金の単価及び要請期間）に応じて、算定した額を交付

対象店舗数 (A) ※ 1	×	協力金の額 (B) ※ 2	×	80% (C) ※ 3
------------------	---	------------------	---	----------------

※ 1 要請の対象となる飲食店のうち、要請に応じ協力金の支払いを行うこととなる店舗数

※ 2 **【休業要請・時短要請に応じた飲食店】** (①：中小企業 ②：大企業・希望する中小企業)

○ 緊急事態措置区域

【認証店】 (知事の判断により、【2】も選択可)

【1】 (時短要請20時まで (酒類提供禁止)) ①売上高の40% (3万~10万円/日), ②売上高減少額の40% (最大20万円/日)
【2】 (時短要請21時まで (酒類提供可)) ①売上高の30% (2.5万~7.5万円/日), ②売上高減少額の40% (最大20万円/日)

【非認証店】

(時短要請20時まで (酒類提供禁止)) ①売上高の40% (3万~10万円/日), ②売上高減少額の40% (最大20万円/日)

○ まん延防止等重点措置の措置区域

【認証店】 (知事の判断により、【2】及び時短要請なしも選択可)

【1】 (時短要請21時まで (酒類提供可)) ①売上高の30% (2.5万~7.5万円/日), ②売上高減少額の40% (最大20万円/日)
【2】 (時短要請20時まで (酒類提供禁止)) ①売上高の40% (3万~10万円/日), ②売上高減少額の40% (最大20万円/日)

【非認証店】

(時短要請20時まで (酒類提供禁止)) ①売上高の40% (3万~10万円/日), ②売上高減少額の40% (最大20万円/日)

○ 上記以外の地域

【非認証店】 (時短要請20時まで) ①売上高の30% (2.5万~7.5万円/日), ②売上高減少額の40% (最大20万円/日)

(注) 売上高減少額方式について、中小企業に対し、売上高に応じ2.5万円~7.5万円/日の協力金を給付する場合、売上高の3割が上限。

※ 3 国の分担割合

- 事務費
上記のほか、飲食店に係る規模別協力金の支給額×2%を追加配分。